

第61回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 平成27年 1月23日(金) 午後1時30分から午後3時まで

II 場 所 : 宮城県行政庁舎 特別会議室(4階)

III 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 宮城県国土利用計画(第五次)変更(最終案)について
- (2) 宮城県土地利用基本計画図の変更(案)について
- (3) その他

4 閉 会

○配付資料

- 資料1 宮城県国土利用計画(第五次)変更スケジュール
- 資料2 宮城県国土利用計画(第五次)変更の概要
- 資料3 宮城県国土利用計画(第五次)変更原案修正案(最終案)
- 資料4 宮城県国土利用計画(第五次)変更原案修正箇所一覧
- 資料5 宮城県国土利用計画(第五次)用語解説
- 資料6 利用区分別の規模(面積)の目標関係資料
- 資料7 土地利用基本計画図の変更(案)について
- 資料7別冊 変更位置図及び区域図
- 資料8 復興整備計画による変更の特例の適用状況

参考資料① 国土関連計画等の相関関係

参考資料② 平成26年度土地利用の現況と施策の概要(宮城県国土利用計画管理運営資料)

IV 出席者名簿

1. 委員（13名中12名出席）

（敬称略）

氏 名	現 職 名	出 欠
いなむら はじめ 稲村 肇	東北工業大学教授	出
おくむら まこと 奥村 誠	東北大学教授	欠
やまもと かずえ 山本 和恵	東北文化学園大学教授	出
さいとう ち え み 齊藤 千映美	宮城教育大学教授	出
さとう じゅんいち 佐藤 純一	前 J A みやぎ 中央会 常務理事	出
あさの こういちろう 浅野 浩一郎	宮城県森林組合連合会代表理事専務	出
さいじょう た み こ 西 條 多美子	宮城県商工会女性部連合会理事	出
たかはし あつこ 高橋 厚子	宮城県和風園園長	出
あおた れいこ 青田 令子	（一社）宮城県不動産鑑定士協会会長	出
かざま こうじょう 風間 康 静	宮城県市長会副会長（白石市長）	出
むらかみ ひでと 村上 英人	宮城県町村会副会長（蔵王町長）	出
わたなべ よしひさ 渡辺 能久	宮城県青年会議幹事	出
もり れい子 森 れい子	伊具郡地域婦人団体連絡協議会会長	出

2. 事務局（8名）

氏 名	職 名
大塚 大輔	震災復興・企画部理事
今野 佳浩	地域復興支援課長
稲村 伸	地域復興支援課副参事兼課長補佐（総括担当）
相澤 明子	地域復興支援課課長補佐（土地対策班長）
蒔苗 浩一	地域復興支援課主事
千葉 路子	地域復興支援課主事
服部 航太	地域復興支援課主事
片倉 健智	地域復興支援課技師

V 会議の概要

1. 午後1時30分、司会の稲村地域復興支援課副参事兼課長補佐（総括担当）が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。（定足数7名以上出席）
2. 大塚震災復興・企画部理事のあいさつの後、議事に入った。国土利用計画審議会条例第4条により青田委員が会長職務を代理したのち、稲村会長が国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により議長となり以後議事を行った。
3. 議事について、今野地域復興支援課長が説明を行った後、審議が行われ、審議案件2件については案のとおり了承、答申されることとなった。

VI 会議運営に関する報告・確認事項等

1. 定足数の報告
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数（7名）を満たし、有効に成立していることを報告した。
2. 審議の公開・非公開の確認
議事の公開を確認した。
3. 議事録署名委員の指名
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「西條多美子委員」「高橋厚子委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

Ⅶ 議事録（発言要旨）

稲村会長	「(1) 宮城県国土利用計画（第五次）変更（最終案）」について事務局から説明願う。
今野課長	資料1～6により説明
稲村会長	<p>前回10月24日の審議会でいただいた意見は概ね反映されているようである。その後市町村への意見照会などがあり本日最終案の審議、そして答申の流れになる。特に農地関係はデータの関係から前回積み残しとなっており、今回説明されたところである。</p>
佐藤委員	<p>何点か気がついた点、要望も含めて意見したい。まず「前文」において五年目の改定が最初に来ており、次に東日本大震災の記述があるが、今回の見直しは大震災が大きく県土利用に影響しているという気がする。この言い回しは逆ではないか。最初に東日本大震災を持ってきたほうが適切ではないか。</p> <p>次に「用語解説」が多すぎるのではないか。本当に必要な専門的な用語は解説が必要だと思うが、一般的なものは本文内の言い回しで対応できないか。</p> <p>3つめは農地についてだが、意見を取り入れてもらって感謝している。</p> <p>特にP9の農地の表現を修正したのは良いと思うが、もう一段踏み込んだ内容に出来ないか。今回の農地の見直しでは、「被災農地を優良農地として復旧する」、「県全体として持続できる農業経営を実現する」、宮城県は東北の食料供給基地であるから、「食料の自給力を向上させる」ことを目的として県土の有効活用を図ることが重要だと思う。</p> <p>P21には記述があるが、そういう観点からの記述が出来ないか検討して頂きたい。</p>
稲村会長	<p>いま3点ほどあった。前文の件、用語の件、農業経営の継続性あるいは食料自給の観点についての3点である。特にP9に加えられないかと言うことだが、用語の話は後ほど皆さんの意見をお聞きしたいので、最初に前文と食料自給の観点での考え方について事務局から何かないか。</p>
今野課長	<p>今回の宮城県国土利用計画（第五次）変更については現行の計画の中で中間年を目途として点検を行うこととなっており、その間に東日本大震災があったことから見直すこととし、そうした点において県の震災復興計画をはじめ各種計画との整合性を図るべきと整理したものである。</p> <p>P9では変更部分をアンダーラインで示しているが、基本的には現行計画をベースに修正している。委員から御指摘のあった優良農地としての復旧、食料自給の観点等については事務局として可能な限りその意を汲んでいきたい。</p>

大塚理事	<p>東日本大震災を受けての計画の見直しというのはかなり大きな要素である。5年を目途に見直すということと並列に記述しても良いものか、委員の指摘も踏まえて事務局で検討したい。</p>
稲村会長	<p>震災があってもなくてもこの計画は見直すことにはなっているが、事務局で5年目の点検というのが少し強く出てしまった感があると思う。再度検討して欲しい。同じくP9ももう一度検討願いたい。</p> <p>用語解説が多すぎるという話があるが、私自身は多いほうが良いと思っている。皆さんの意見をお聞きしたい。</p>
西條委員	<p>用語解説は自分が必要などころだけ見れば良いので出来るだけ多いほうが良いのではないか。</p>
今野課長	<p>追加分については資料に網掛けで示してあるが、今回は従来までの用語解説に震災後に新たに出てきたものや最近の状況を踏まえた用語を追加したものである。そのため量が若干多くなっている。</p>
稲村会長	<p>一般的な言葉と国土利用計画上の定義は若干違うことがある。誤解のないようにするにはある程度量が增えるのもやむを得ないのではないか。</p>
風間委員	<p>用語解説は多くて構わない。分かり易くするためには量が多いほうが良いのではないか。このままで良いと思う。</p>
稲村会長	<p>本文に書くという話があるが、文章が煩雑になると思う。この用語解説についてはこのままでよろしいか。</p> <p><異議なしの声></p>
渡辺委員	<p>前回の審議会で意見した岩手宮城内陸地震の文言を追記して欲しいという点について反映していただきありがたい。しかし出来れば県北西部地域だけでなく東日本大震災と同様に県全体にかかるものとして反映させてほしい。</p>
稲村会長	<p>各地域別の場所に記載するのではなく県全体の項目に記載するという事で事務局に対応をお願いしたい。</p> <p>他に質問がなければ、「国土利用計画（第五次）変更案」については、先ほどの意見を踏まえ、修正については会長一任とさせていただき、答申してよいか。</p>

	<p><異議なしの声></p>
稲村会長	<p>それでは、本案については、異議なしと認め答申することに決定する。次に「(2) 土地利用基本計画図の変更案」について事務局から説明願う。</p>
今野課長	<p>資料7～8, 参考資料①により説明</p>
稲村会長	<p>森林地域の縮小については、審議会の申合せにより報告事項として扱うことから審議の対象外である。今回は自然公園地域3点についての審議である。最後の気仙沼の件は間に合わないので、今回は変更見込みとしての報告事項になるとのことである。地域の拡大ということで、津波で破壊されたところを自然公園にしようとするということであり、望ましいことではないか。</p>
浅野委員	<p>森林地域の縮小が合計27haあるが、国土利用計画資料6の森林の目標値との関係はどうなのか</p>
今野課長	<p>国土利用計画資料6の森林の減少面積は16平方キロメートル、ヘクタールになおすと1600ヘクタールである、今回は27ヘクタールと言う事で少ないが、考慮した数字となっている。</p>
稲村会長	<p>森林の減少は復興整備計画において小規模だが行われている。</p>
山本委員	<p>資料7のP2の変更理由について「復興事業に伴い」と言う表現を積極的に盛り込むべきではないか。</p>
稲村会長	<p>復興事業の予算で直接整備するものはこの中にあるか。</p>
今野課長	<p>今回の自然公園の拡大は、震災を受けて南三陸金華山国定公園を三陸復興国立公園に変更するということでの拡大となる。三陸復興国立公園は青森から岩手までは、すでに名称が変更されており、環境省では公園の拡大に併せてみちのく潮風トレイル事業など公園を活用した動きもある。復興色は前面に出ていないが背後にはそういう状況がある。</p>
稲村会長	<p>岩手の陸中海岸国立公園はどうなったのか。</p>
今野課長	<p>陸中海岸国立公園は、すでにH25.5に三陸復興国立公園に変更されている。宮城県は気仙沼の一部地域までは含まれているが、今回は南三陸金華山国定公園を含めるという事業の一環で土地利用基本計画図を変更しようというものである。</p>

稲村会長	いままでは陸中海岸国立公園だったが、三陸復興国立公園として一体になるが、すぐに具体的な復興事業をやりますというものではないのかもしれない。
山本委員	復興を後押しするような文言は必要なのではないか。
今野課長	三陸復興国立公園については景観の保全以外に被災した利用施設の復旧や再整備を含む適正な利用の推進を図るという目的もあるので、そのような内容の文言を追記したい。
稲村会長	では復興を積極的に推進するというような文言の修正をお願いしたい。 他に意見がなければ、「土地利用基本計画図の変更案」については、異議ない旨答申してよろしいか。
	<異議なしの声>
稲村会長	それでは、本案については、異議なしと認め答申することに決定する。 以上で本日の議事については全て終了するが、その他事務局及び各委員から何かないか。
事務局	なし
稲村会長	以上で議事の審議は終了する。